

第3章

共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

〔健康・福祉〕

1 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります

3-1-1 子ども・子育て支援

3-1-2 少子化対策

2 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます

3-2-1 保健・医療

3-2-2 社会保障

3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります

3-3-1 地域福祉

3-3-2 高齢者福祉

3-3-3 障害者福祉

1 子ども・子育て支援

現況と課題

近年の少子化や核家族化の進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域におけるふれあいや教育力が低下してきているほか、子どもに関わる事件や事故、犯罪、虐待などが大きな問題となっています。子どもは未来をつくる力であり、社会全体で子どもの育成と親としての成長を支援していく必要があります。


本市では、少子化対策を主要事業に位置づけ、専門組織である少子化対策室を設置し、「かさまっ子未来プラン※49」を策定し、保育所における保育サービスの拡充や放課後児童クラブの全小学校における設置、家庭や地域の連携を図るファミリーサポートセンター※50 事業による親の子育て負担の軽減など子育て支援体制の充実を強力的に推進してきました。

今後は、国で検討が進められている子ども・子育てに関わる制度改正に注視をしながらも、地域が主体となり、保護者が必要としているサービスの把握を行いながら、小学校・幼稚園と連動した幼児教育の推進に努め、各種の給付事業や育児支援対策、母子保健の充実を図る必要があります。また、安全の確保など、地域全体で支え合う子育て環境づくりに取り組む必要があります。

施策目標

安心して子どもを産み育てる環境を構築するため、幼稚園、小学校との連携、家庭、地域との連携を推進し、安全性の向上を図りながら、子どもと保護者の双方の育成支援策や母子保健の充実、適切な保育サービスの提供を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
子どもを必要なときに預けられる場(人・場所)があると感じている市民の割合	—		子育て支援センター利用者数(児童館内施設を含む)	15,845人	34,300人
			ファミリーサポートセンター会員数	107人	500人

施策の内容

1 保育内容の充実

地域性などを踏まえた市民の必要としている保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園との連携や新制度に向けた検討など、時代に即した保育サービスの充実に努めるとともに、保育施設の整備・充実及び危機管理対策の強化を図ります。

【主な取り組み】

- ◆延長保育、一時保育などの特別保育の充実をはじめ各保育サービスの充実
- ◆障害児保育事業の充実
- ◆病児、病後児保育事業の充実
- ◆保育サービス評価制度の導入
- ◆保育所運営形態の見直しを含めた新制度の調査研究
- ◆施設の適切な維持管理

2 育児支援対策の充実

子育てに関する不安感や負担感を解消し、子どもの健やかな育ちの支援に向けて、子育てに関する情報提供やサークルの育成などの育児支援環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、育児相談体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- ◆地域子育て支援センターの利用促進
- ◆ファミリーサポートセンター※50 事業の活用
- ◆市内各保育所(園) 相談支援体制の充実

3 児童の健全育成

子ども同士や世代間交流の場となる施設の開放を図るとともに、児童保育施設の整備や相談体制の充実、家庭の教育力の向上策などを展開し、児童の健全育成に努めます。また、虐待などからの保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会※52」との連携を推進します。

【主な取り組み】

- ◆放課後児童クラブの充実
- ◆家庭児童相談室における児童相談の充実
- ◆要保護児童対策の充実
- ◆児童厚生施設(児童館)の充実と活用

4 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、各種手当や技能習得支援、家庭援護サービスの充実に努めるとともに、自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を実施します。

【主な取り組み】

- ◆児童扶養手当等の各種手当の支給
- ◆母子世帯、父子世帯に対する母子自立支援員による支援
- ◆母子世帯、父子世帯に対する情報の提供
- ◆民生委員、社会福祉協議会、関係機関との連携強化

5 母子保健の充実

市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を進めるため、母子保健の視点から乳幼児の健康の現状を把握し、適切な保健・医療の充実を図ります。

- ◆妊産婦訪問指導及び健康相談の実施
- ◆乳児家庭全戸訪問と乳幼児訪問指導の実施
- ◆年齢別健康診断の実施
- ◆保育所等の歯科保健指導の実施
- ◆予防接種事業の推進
- ◆ハイリスク幼児教室の実施

2 少子化対策

現況と課題

出生数及び合計特殊出生率※53は、微増、微減を繰り返しながら低い水準で推移しています。こうした少子化の背景として、未婚化、非婚化、晩婚化、晩産化の進行や、若い世代の所得の伸び悩みなどがみられます。これらは、雇用基盤の変化や家庭や地域の子育て力の低下などによる将来の生活への不安がひとつの要因となっていることが考えられます。


本市では、少子化対策を主要事業として位置づけ、平成21年に専門組織である少子化対策室を設置し、次世代育成支援行動計画 後期行動計画(かさまっ子未来プラン)を策定しました。この計画に基づき、保健・医療や福祉分野における保育サービスの充実、医療福祉費や不妊治療費の助成、結婚支援など分野横断的に事業を展開しながら、地域と行政が一体となって「市民が安心して出産・子育てができるまち」を目指してきました。

今後は、地域で支えあう子育て環境の構築はもとより、地域経済の活性化をはじめとした女性の就労継続や子育て世代の男性の育児参加といった雇用・労働環境の改善や少子化に対する意識啓発などの取り組みを進める必要があります。

施策目標

次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境を構築するため、保健、医療、福祉、教育、産業など分野横断的な取り組みを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
安心して子どもを産み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合	—		出生率の推移	7.4‰	7.4‰

施策の内容

1 少子化に対する意識の高揚

結婚や出産、子育てに対する意識の变革を推進するため、分野横断的な連携を図り、さまざまな場面の活用や広報紙、ホームページによる意識啓発を積極的に行い、少子化に対する意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆少子化に関する広報啓発
- ◆「結婚・子育て」の意識啓発

2 少子化対策推進体制の強化

次世代育成支援に関する施策及び事業を計画的・総合的に推進し、少子化対策に横断的に取り組むため市民や関係団体・機関、企業などと連携を図り、推進体制を強化します。

〔主な取り組み〕

- ◆次世代育成支援行動計画(かさまっ子未来プラン)の推進体制の強化

3 地域で支えあう子育て支援の確保

家庭や地域社会、保育所(園)、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、きめ細かな子育てを支援する各種サービスの提供及び経済的負担の軽減を図ります。また、次世代を担う男女の「出会いの場」づくりを進めます。

〔主な取り組み〕

- ◆地域子育て支援、相談・情報提供の充実
- ◆出会い創出支援
- ◆保育サービスの充実
- ◆経済的負担の軽減
- ◆障害児・ひとり親家庭等への支援

4 子どもと親の健康の確保

各種健診や相談を通じて、子どもの発達段階に応じた保健サービスを提供していきます。また、安心して子育てできる、小児医療体制の確保に努めます。さらに、生活の基礎となる「食育」への関心を高める取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆母子保健、小児医療の充実
- ◆「食育」の推進

5 次世代の親となる心豊かな子どもの育成

社会の変化に主体的に対応し、心豊かにのびのびと生きる力を育成するため、幼児教育、学校教育、家庭教育の充実を図ります。また、世代間交流により、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供します。

〔主な取り組み〕

- ◆教育環境の整備
- ◆家庭教育の充実
- ◆地域教育力の向上

6 安心・安全な子育て環境の整備

男女が共に協力しあい子育てをする意識の醸成に努め、仕事と子育ての両立がしやすい就業環境の構築を目指します。また、子どもが安心・安全に暮らせるよう、生活環境の悪化を防ぎ、犯罪や交通事故から守るための取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆仕事と子育ての両立支援の推進
- ◆子どもの生活環境の整備
- ◆子どもの安全確保

施策
3-2-1

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕

2 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます

1 保健・医療

現況と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、生活習慣病※54 や心の病など、日々直面する健康の問題も複雑化し、健康の維持・増進に対する市民の関心は高まりをみせているとともに、生活の質の向上と持続可能な社会保障制度を構築していく観点からも、日々の健康づくりの重要性は増しています。その中で、国では「健康日本 21※55」を策定し、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、健康な状態で生活できる健康寿命※56 の延伸を目指しています。

本市では、市民の健康づくりに関わる各種教室や講座の実施、健康診査や定期相談による予防対策、医師会等医療機関との連携による平日夜間・日曜初期救急診療体制の確立など、健康づくり活動や安心できる地域医療体制の確立に努めてきました。そして、WHO※57 が提唱する「健康都市※58」を目指し、市民、行政が一体となって総合的な都市環境の向上に資する取り組みを推進しています。

今後は、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備をはじめ、心身の健康の維持、増進策を笠間市健康づくり計画※59 を中心として、積極的に展開し、産業、福祉、教育、スポーツなど分野横断的な事業連携の強化を図りながら、安心できる保健・医療体制を構築していく必要があります。また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策についても、相談事業等を展開するなど安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

施策目標

生活の質の向上と安心できる地域医療・福祉環境の構築に向け、分野横断的な連携を図りながら、健康意識の高揚や予防対策などを展開し、地域全体で取り組む健康づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
自分が健康であると感じている市民の割合	—		特定健診受診率	37.7%	65.0%
			各種がん検診受診率	17.7%	50.0%
			休日・夜間初期救急診療日数	315日	315日

施策の内容

1 健康意識の高揚

健康都市づくり運動※62 の意義や生活習慣病※54 の予防につながる健康体操や食生活の改善策など、市民の健康に対する意識高揚に向け、様々な場面を活用した啓発活動を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆健康都市推進講座の開催
- ◆健康都市づくり運動の連携と交流の促進
- ◆ヘルスリーダー※63 による活動の推進

2 健康づくりの推進

健康づくり計画に基づき、分野横断的な連携を図りながら、市民の健康づくりにつながる活動の展開と支援を行います。

〔主な取り組み〕

- ◆健康づくり計画の推進
- ◆健康増進事業の推進
- ◆かさま健康ダイヤル24事業※64 の推進

3 予防対策の推進

健康診査、検診や運動指導などの保健指導を展開するとともに、感染症の発生と蔓延を防止する取り組みを推進します。

また、子育て支援と連動した母子保健事業や高齢者を中心とした口腔衛生事業など幅広い分野に対応した相談事業を実施します。

〔主な取り組み〕

- ◆予防接種事業の推進
- ◆母子保健事業の推進
- ◆訪問歯科保健事業の推進

4 医療体制の充実

県立病院などの医療機関、医師会との連携を強化し、保健、福祉と連動した安心できる保健・医療体制の充実に努めます。

また、市立病院の経営基盤の強化を進めながら、地域に密着した医療機関としての役割を果たすとともに、機能強化を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆県立中央病院など医療機関・医師会との連携強化
- ◆救急診療体制の充実
- ◆在宅医療の推進
- ◆市立病院の役割と機能の充実

2 社会保障

現況と課題

社会保障制度は、すべての人が互いに支えあい、健康で文化的な生活を営むうえで、重要な役割を担っていますが、現役世代の減少、雇用基盤の変化などから、その制度基盤が揺らいでおり、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点の復元と強化を図ることを趣旨とした制度改革の検討が進められています。


本市では、市独自の医療福祉費の助成事業など支援制度を展開しながら、メタボリックシンドローム※65 など生活習慣病※66 を中心とした疾病予防対策を実施し、医療費の抑制にも努めてきました。また、国民健康保険事業については、保険税の適正な賦課・徴収を実施してきましたが、収納率は低い水準にあります。

今後は、医療の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費が拡大傾向にある中で、適正な国民健康保険事業を運営していくため、国による制度改革（社会保障と税の一体改革）の方向性を注視し、円滑な移行や広域化の検討などを行いながら、レセプト点検※67 や保険税の徴収強化を進めていく必要があります。また、分野横断的な疾病予防対策の推進を図り、持続可能で安心できる社会保障体制を構築していく必要があります。

施策目標

一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健、福祉、産業など分野横断的な健康増進や疾病予防等の対策を推進します。また、国民健康保険税の収納率向上に向けた取り組みを強化します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	—		国民健康保険税の収納率	82.70%	88.00%
			1人当たりの医療費	199,750 円	242,912 円 (抑制)
			特定健診受診率	37.7%	65.0%

施策の内容

1 医療福祉費支給制度の充実

安心して医療を受けられるよう、小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者等の一部負担金の助成を実施し、健康の保持と経済的な負担の軽減を図ります。

また、子育て支援として、小学校卒業まで対象年齢を拡大とする独自制度の取り組みも継続し、子育てに関わる経済的な負担の軽減を図ります。

【主な取り組み】

- ◆受給者の把握と支援
- ◆医療福祉支給制度の継続及び検討

2 国民健康保険の安定運営

保険財政の健全化を図るため、保険税の適正な賦課・徴収を強化するとともに、ジェネリック医薬品※68 など医療費の支出の適正化に努めます。特に、健康づくりの推進により生活習慣病予防やメタボリックシンドローム※65 に着目した特定健康診査、特定保健指導に積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

- ◆保険税の適正な賦課と徴収率の向上
- ◆レセプト点検※67 の充実
- ◆ジェネリック医薬品※68 の推進
- ◆生活習慣病予防検診の助成
- ◆特定健康診査※69、特定保健指導※70 の充実

3 後期高齢者医療制度の適正な運営

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の適正な賦課・徴収に努めるとともに、高齢者の健康診査や人間ドックを実施し疾病を早期発見し、適切な治療の促進により、健康の維持、増進を図ります。

【主な取り組み】

- ◆保険料の適正な賦課と徴収
- ◆ジェネリック医薬品※68 の推進
- ◆健康診査、人間ドック及び脳ドックの充実
- ◆新規該当者に対する制度等周知

4 国民年金制度の普及・啓発

国民年金保険料の適正な納付や年金未加入者をなくすため、日本年金機構と連携をとりながら制度の普及・啓発を図るとともに、相談体制づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◆国民年金制度の啓発
- ◆相談体制の充実

1 地域福祉

現況と課題

近年の急速な少子高齢化、家族機能の変化、人々の価値観の多様化という社会環境にあり、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつある中で、東日本大震災では、地域での支え合いの重要性と必要性が強く認識されました。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待、自殺などさまざまな社会問題が増加しています。


本市では、平成20年に地域福祉計画※71を策定し、「みんなで支えあう福祉のまち」を掲げ、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携による活動の実施、就労支援相談員の設置による自立支援事業などの生活保護制度の適正な運用を行ってきました。

今後は、自助※72、共助※73、公助※74の連携による地域を中心とした福祉を実現していくため、地域福祉計画の基本理念・目標・方針等を着実に推進し、福祉を中心としながら、産業、教育、保健、医療などの分野横断的な取り組みにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。また、要援護者を支える地域で取り組む防災・防犯体制づくりも重要となります。

施策目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、自助※72、共助※73、公助※74の連携によって解決できる体制を整備します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	—		ボランティア登録団体数	88 団体	95 団体
			ボランティア登録延人数	1,296 人	1,400 人

施策の内容

1 住民参加による地域福祉の推進

福祉教育の充実などによる住民意識の高揚と人材の育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進します。

また、交通弱者※75 に配慮した地域のバリアフリー化※76 や移動交通手段の充実・確保、防犯・災害時の支援体制の充実・強化を図ります。さらに住民の人権意識の高揚・啓発を図り、心豊かに生きる社会の実現を目指します。

〔主な取り組み〕

- ◆地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進
- ◆地域福祉の担い手の育成
- ◆福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実
- ◆災害時要援護者の安否確認と避難支援

2 地域福祉サービス・活動の充実

利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業や、その他の公的な福祉サービスのほか、市内で活動している各種団体への支援やコミュニティビジネス※77 の振興を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆相談体制の充実
- ◆利用者に応じた情報提供の充実
- ◆高齢者福祉、障害者福祉や子育て支援などの充実
- ◆福祉サービス利用支援の充実

3 健康と生きがいづくりの推進

地域福祉を推進する前提となる健康で生きがいのある日々が送れるよう、住民の健康意識の高揚と保健・医療との連携強化を図るとともに、就労意欲のある生活困窮者や高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活ができるよう就労機会の確保を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆各種健診・保健指導の充実と医療との連携強化
- ◆健康づくりの推進
- ◆セーフティネット施策の推進

2 高齢者福祉

現況と課題

超高齢化社会を迎える中で、生涯を通じて健康で能力を発揮できる環境づくりや高齢化社会に対応した社会基盤の再整備が求められています。また、地域づくりの担い手としても高齢者の力は重要なものとなっています。その一方で、寝たきりや認知症等の要介護者は増加しており、介護保険制度を含めた社会保障制度の改革の検討が進められています。

本市では、県平均を上回る高齢化率となっている中で、地域包括支援センター※78 を核とした各種啓発や保健センターと連携した健康診査の受診促進、転倒予防教室や地域における介護予防事業を展開してきました。また、ねんりんピックの開催、異世代交流活動、在宅ケアチームの結成・活動などの生きがい対策や地域で支えあう体制の充実を図り、介護保険事業でも、保険料を抑制しながら、適正な運営に努めてきました。


今後は、生活の質の向上を図るため、分野横断的な取り組みにより、認知症対策をはじめとした安心できる保険制度の適正な運用を図りながら、健康づくりの普及・啓発活動や防災・防犯対応を含めた地域での支えあいの体制を整備していく必要があります。

また、地域づくりの担い手でもある高齢者の生きがいづくりを推進し、コミュニティビジネス※79 など新たな産業の創造など、高齢化社会を成長の機会ととらえた取り組みを検討していく必要があります。

施策目標

介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加、就業など、総合的で多様なサービスが、高齢者の状態に応じて切れ目なく円滑に提供され、安心して生きがいにあふれる生活環境を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
高齢者が地域で見守られ、支えられて暮らしていると感じている市民の割合	—		認知症サポーター数	351人	1,500人
			高齢者の社会参加率 (高齢者クラブ加入率)	23.35%	24.30%

施策の内容

1 支えあい安心できる生活の推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすために、地域住民による協力体制も含め、さまざまな状態にある高齢者を支えあう体制づくりに取り組みます。

また、介護保険サービスをはじめ保健福祉サービス、ボランティア活動など、地域住民による活動の展開も含め、それぞれの状態に応じて、必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、日常生活の場で高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援事業の適切な組み合わせによる地域包括ケアを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆防犯・防災対策の充実
- ◆総合相談支援・権利擁護・成年後見制度利用支援
- ◆福祉サービスの充実
- ◆地域包括ケア体制の推進

2 生きがいに満ちた生活の推進

高齢者の経験や技能を、まちづくりや子どもたちの育成、地域産業などへ活用し、スポーツ、地域貢献、就業など高齢者が主体的に活動する機会の充実に取り組みます。

〔主な取り組み〕

- ◆就業機会等の創出に向けた検討
- ◆就労支援事業の推進
- ◆趣味・学習活動の推進
- ◆社会活動への支援

3 元気あふれる生活の推進

要介護状態になることへの予防や要介護状態の軽減及び悪化防止を図るため、高齢者の状態に応じた保健事業の充実をはじめ、介護予防サービスの提供、多様な地域支援事業等の充実に取り組みます。

また、若い世代から健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆健康づくり事業（健康相談・健康診査・機能訓練等）
- ◆介護予防健康づくりシニア施策
- ◆介護予防いきいきシニア施策

4 充実した介護を受けられる生活の確保

要介護者のニーズに応じた居宅サービスの充実に取り組みます。

また、介護保険制度、介護保険の実施状況等の情報提供及び提供体制の整備を推進するとともに、サービス事業者等の関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成・確保等、サービスの質の向上と家族介護者に対するケアの充実を図ります。

〔主な取り組み〕

- ◆介護サービス体制の充実
- ◆介護サービスの質的向上
- ◆家族介護者への支援
- ◆情報提供の充実

3 障害者福祉

現況と課題

現在、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革が進められており、平成23年には障害者基本法の一部改正が行われました。また、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進められていますが、今後の道筋は示されていない状況にあります。その中で、本市の身体障害者手帳等の保持者は増加傾向にあり、特に精神障がい者は、急増しています。

本市では、障害者基本法※81に基づく障害者計画※82及び障害福祉計画※83を策定し、「自立支援給付」をはじめ、地域の状況に応じて設定できる「地域生活支援事業」として、重度身体障害者訪問入浴サービス、通所サービスの利用促進、相談支援事業などを展開し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。


今後は、検討が続く国の制度改正の動向を注視しながらも、ノーマライゼーション※84の理念の実現を目指し、笠間市障害者計画に基づきながら、安全で安心して生活でき、かつ積極的に社会参加ができるような地域づくりをハードとソフトの両面で進めていく必要があります。

また、防災・防犯対応を含めた地域での支えあいの体制づくりの推進と財政面を考慮した持続可能なサービス提供体制の構築に努めていく必要があります。

施策目標

地域の理解と参加による福祉を推進するための情報提供や教育を実施するとともに、対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をはじめ、自立生活や就労支援対策を、福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など分野横断的に取り組んでいきます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標	数値指標	現状値	目標値
障がいのある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	—		福祉サービス年間利用件数	6,486件	9,400件
			計画相談支援件数	4件	50件

施策の内容

1 障害福祉サービスの充実

障害者計画※82 と障害福祉計画※83 に基づく福祉サービスを積極的に推進し、日常生活や活動を支え、自立した生活のための訓練や就労の場の提供、医療の提供を推進します。

〔主な取り組み〕

- ◆介護給付の促進
- ◆訓練等給付の促進
- ◆自立支援医療の促進
- ◆補装具※86 給付の充実

2 総合的な自立及び社会参加の支援

障がいのあるすべての人が、住み慣れたそれぞれの地域において自立した生活が送れるよう、分野横断的な連携を図りながら、障害者福祉サービスや相談、就労支援等を提供していきます。また、こころの医療センターや関係機関と連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

〔主な取り組み〕

- ◆相談支援事業の促進
- ◆コミュニケーション支援事業の促進
- ◆日常生活用具給付等事業の促進
- ◆移動支援事業の促進
- ◆地域活動支援センター※87、機能強化事業の促進